

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

20

10

8

7

6

5

4

3

2

1

0

六十一

特 別  
95  
3072  
5

徳川實紀資料

七



門り伊5  
瑞3.072  
卷57

享保六年



一  
尚月十二日着時右門を以て古板小御奉  
吉系時十二日以てツ時 口傳へ  
來は因清紙面調を以テ候之能く遮旨  
奉る所の定と申ゆて旨要也  
答に是夜中止にち及定と申ゆて  
人との以日以て候之能く思ふ  
一  
一  
入一  
推定此有慶平日<sup>ノ</sup>被案又指案一

アラリツハツハツハツハツ

一望吉日入の候也。城山不平平野版波  
音の所大肥原に筋脇、おもに人稀の後  
山同村といひ至る處に田菜内や今躰道の  
弓に近いとよたりあるらましちとアガム  
金田中源高巣に於より八筋を取付  
はち日は多用はくを別室及難波は  
主に多居内室と右附はる山鹿不平余はてお  
主に使ふものありて山神門と山門と

ガーラトヒカタニキテ後アハ追村奥  
余は松よその子にしてけいのるまくは波波外記  
是の田例爲高肥系の有の者る  
堅りや高ハニア田翁(恭子)も  
同村也モチツリヤ波波不平城内をマサニ  
近いあ丈合セシマサニ波波連ひる廊下は城内  
を永生の内よし波波内もは吉の中うと  
トモ二章達トモアリアリサマシテ  
トモアリカニシテ不景内と思ひセシマ

必長、アリ方、斐は六義と/or/、よ／＼るを  
以ては金印、ルノ様行と傳、アリハモく、  
此後より本稿外、獨子急迫感するに取扱  
誦讀学而篇首章、モ一版と卒ニ御明自  
遠方來、人不知、の二版と彰助館の事、  
ナホリ、の章、ナリ、無、と、有、有、有  
子信、近於義の章、ナシ、御、辰子食、未、飽、  
章、と、序、而、ト、和、寃、吉、附、シ、孫、上、サ、近  
付、近、アリ、府、印、傳、秋、ト、於、所、度、有、御、冒、見

この書、仰、書、方、被、ト、公、役、ア、リ、モ、ヤ、キ、リ  
以、以、と、ア、リ、モ、レ、御、度、ミ、書、被、テ、シ、内、也、  
す、後、若、度、被、テ、シ、ナ、四、例、充、三、人、（富、財、あ、さ、有、  
る、無、庫、加、納、也）  
ナ、何、候、ミ、シ、モ、猶、の、有、ム、小、姓、充、四、小、納、  
充、何、候、ア、リ、平、三、郎、ヨ、リ、一、人、ツ、モ、モ、リ、  
追、ヒ、モ、夜、名、代、四、名、の、リ、四、目、見、ソ、シ、ム、  
上、補、ハ、四、上、所、シ、際、四、歲、ラ、社、レ、一、人、ツ、  
四、目、見、ソ、シ、一、正、メ、四、目、通、其、度、ソ、  
ム、

よのかをまゆる四在はに人を度あむ  
不至とすをも及ばず人をまゆる者有る  
四目是と序付歎也其はを以て四移上仰的  
叶准儀に因移五之以目以迄後人中と之  
ノ上沙木に中下アヨリ公安使而宿之  
成宿た候からねひとて 沙大焉とて言禽  
種死の多め 因算う延ひを以て後猶不終と  
被灰毛の如因移を重くしておへと之を  
卒ニ御う候有りぬれども 仰沙門毛原

卒ニ御西ヤ上仰ヒト四甲の時卒ニ御みた候人  
往焉くはゆり上仰廻重而 御衣ハシムテ種死  
多く西くねらむを及ハ思古畫木死ヤ志林  
ひよの時ハシムカモ第リ仰候ミヒ思古画木  
主事ども遙一様も又種死セ多くて多く  
可もハ思古画木彼も情也一遙一様も  
御衣高に人ナキ有要くをナシル卒代い  
年一の時今日薄暮口すとて故者方候  
公行也と云仰沙門也にち及びまこと之

と四月の附に人手に返り由次に口柳頬までお  
あひ越平車之郎をもととのすにて石ノ見度  
ふよ口見音は満達のりあひて平之郎不脳に足  
ともよ満一にて返りては之後がなまの

上京もすくい相口次へおもとほきを由れり上  
ひ處四月當井上門内を度四人へ由柳系一松若  
年考え六人ふ残余で松翁由りの二人中  
一人主には度るをほき度るのりまつとが四人  
まろくやは只急迫と是後御宿は由柳翁六人

一も毛口の毛口人と四月合ひる由柳や又是  
人言只や掛りばせりまほり故にと満一と松  
もキムヒトの夫更義は拂ふおもあらん洞子至  
より故不取破局はあるとすとあは残常寢院  
桶内代は毎夜四度翁へおも満就いつて  
桶内代は桶内代毎月四度  
翁にて満就いつて來つけ毛翁内をもひを支  
弓ハ不景向立被のりじて空る不潤ほゞまく  
とすねは走とも先大方に仕はる由人易ら思

一木はか洞子ゆる處よて長リ薄  
はつてよくて也とはせにまつ初の字放只もく  
御ゆる 上にと沙退庄すく御うるよん  
走くとよては向方と曰ひと有ね

一望十八日本郷田原友へ至紙仍本瓦屋友と  
竹て右の四札半折桶も四席、うけ上り不候  
主と一重い札不と着用内着物及田原と  
右を秀細紙面と謂ふるゝと主と  
主と之傳す様とと絹匂子細

アホシと取らばりりの間のと達  
至ます田原友へ去る所は、半折桶も四字  
うちをひく四札半と主と秀細紙よ  
ナヒニ一重い札半折桶も五疊桶の腰内  
主とら附半山半門も別田原友もノ野友  
食人友と折而洞をすと秀細紙  
四星書と紙下たる  
且又折紙而私家書、字文はるの田原最  
主あるとけ本の事と田原思友と御玉葉

名門とひ安寧鄙主謝辭 四國為之壯士  
絶驟威 四畫頂戴是又難更年以春秋闕  
老矣子曰吾不以我爲不以我爲高絕上安也  
四度牛耕紙上多中多也化見祖傳子也  
かく有之皆有之種因後次中承一不加坐

正月八日

宜帮助

奥村源巣稿 王氏翁人稿 同夏至稿  
小寺元萬稿 咸同字三萬稿 伊木兵庫稿  
稻垣与三萬稿 大比嘉吉稿 同朝倉稿

亡友小前年多萬重り承も一月の正月頃私  
は漢の筆お持アリトテ御内印紙に手書一丁  
文相送候此後ナニモ此の手書を承  
以望

一  
孤アヨヒ當月吉日不存考稿 開宿者中  
見火作舟且又漢紙と脚本と序符中通  
川別紙書符毛筆誠心願至其不存以  
只今ども食事發身の支拂候りたゞへ誰も  
立候アリトテ御内印紙に手書一丁を承

此處は友の處を往く事成珍手紙手本井  
氏と申すが故に方所をもてまつらじと何  
う世間にも儒學圓滑いよしと後にも友  
説思ひ出る。御事、御家事候事すよし。  
トモ下りて友多度、御見聞承ら。御付  
講教ら。仰付仰前す一す。金匱蟲虎瓦  
シテ御子成文又。教とよ他即不は。教  
え。友との思ふと申ねば平賀、乃成四好  
成四自音。四ツ子を友との四子もと

オレノ秋よおん之アホ万云主院ハシム  
船量事はけ後ノ内行か。お細レ下アレ  
京阪山

五月十八日

貴比藏人候

左事より

一作ノ不系鷺安積由、走ヤリ。不書より  
至山當主。吉野川、又ア。誠以。大奈  
譜ナ。後改魏大漢以處文辭紀手本稿

寒き死不お見くすむ何とぞとの義に  
新洞同の子件一隻あればお知は候よりゆゑ

存ひ無る。猶考も此月二月申とぞす  
下には支とぞに考申てはと後合うて  
便り考一月申中誠にすと書先日を  
生た考一月申中誠にすと疏署に至  
と考後候と申誠にあとうと疏署に至  
並は有何と一歳年歲ともお知し候段  
文は在手と系譜、續句お知りすと重

くと申ねば木の事實ハクトモより多  
お知つ事多くぬは頃日承りへりるに日本  
も社等の文書モモヒト印れ集一ツと文書纂  
ト申相大くもとへ且又該家の系図方  
にあつめ一つよし系図纂よりお是丈大  
きをもとへ申一天主アリハ是にして四度は彼也  
かく儒門と同様の法事巡り以て一書  
と被索波リゆひす故文書の外ナシ書の

可と不可と云ふには助之郎はともに家業  
居成はるがちに雲平一人のこりやには是を  
老人より教へておこなひむる事とて今小  
糸場木の子のけたは明かり度、有りま  
寔成さるは御承りたれどは、その子ハ  
天下一人と宣はれ大雲平法事巡行の時  
越後守と號す、一筋ソーリの小風呂入  
浴す。耳聾支と大聲と云成る事、  
とあとは第より不承成はる事とおほがよの體もハ

相殺の物と存り安積へ。孫孫の娘もまた  
書状を同、當時もアドモ連はうえんらをは  
田畠目なる被能守へ。別子の所をすくは  
矢は射る様子書と訓説る事よりは是の少年の  
風氣へ。くぬ歌事等の歌詞とて、元高やる事  
いふ。テ波多の歌事、一派友人歌の事なり  
系譜。中三ノ者内我死なる事あり。一方考  
査中ハシマヤ走歌者も田代は水戸家の

あいづらいかくに付すと云ふ處也

一 小戸安積是多陽が元月廿八日書狀余印  
仍木系譜之多陽化成<sup>氏</sup>等の件に於て  
曰小戸史飯子娘の太陽命<sup>トモ</sup>舟丸山  
雲平へあ細事も候はる雲平の太龍率にて  
枝微<sup>徵</sup>徐仲車の類を因度の事候にて多陽  
ガ前不お叶ひ候所に由<sup>シ</sup>世より年越すま  
六月丙午年おきり史飯<sup>同</sup>休日より後十七日  
又史飯<sup>トモ</sup>系譜并<sup>トモ</sup>同木是多陽

年行又あ細皮事候は如釋力<sup>シ</sup>不及體か  
考宗では多陽雲平<sup>トモ</sup>は是多陽も存焉<sup>シ</sup>記  
誦有<sup>シ</sup>考<sup>トモ</sup>多陽來以候不<sup>シ</sup>同月廿九日  
書状又以來仍木系譜の丸山氏元用  
中旬より取引候事候<sup>シ</sup>味<sup>シ</sup>を是書も  
記述有<sup>シ</sup>後考索<sup>シ</sup>先只今<sup>シ</sup>後而考索當門中  
玉大抵移<sup>シ</sup>下城<sup>シ</sup>全<sup>シ</sup>お隣系譜  
等<sup>トモ</sup> 例<sup>トモ</sup>二月中より<sup>シ</sup>所居

乃所之多有一言以蔽之曰  
古今之变无往而不存者也。故其變  
法以只今之系譜為之。是以事人之行  
主於變者存於於中。重平子曰。而山中納  
之殿四付系譜之。伊助之御。今人  
又人情。或以是為法國。以是歷訪同仕故  
平子。多以五。以中。印度以是  
人考以為不知。不生恨耳。其後有  
頌兵庫。及小。年。而。以。之。之。之。  
同

一  
先日正月吉日。詔講の事。中を以定。而。室  
下。事。以。之。後。不。門。上。而。也。事。之。以。休。出  
休。讓。取。取。去。之。而。一。被。成。為。車。之。御。旅  
火。之。而。科。第。而。之。上。而。嚴。陰。可  
矣。以。之。之。之。之。而。車。之。事。之。之。之。  
上。而。火。之。而。而。而。而。而。而。而。而。  
海。定。之。而。被。定。之。而。而。而。而。而。而。  
之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。  
而。而。而。而。而。而。而。而。而。而。

科考より上り候るゝの差しは損尚りやうが急  
おう行あひる事ヤテ志てモシロ只うとの併徧  
多次す、アホも休ひの向後と被元ヒ及  
ノ事有好いあ者大半者ノ御中は併徧中  
旗本中字文は被ら社友ノ思ひ以て於中  
初隙の時うれしまで承ゆ勿論支那ノ官署示  
之隙是乞を以て承ゆ承り以候、下候事  
併徧又法大居役役人も上々思ひ叶は  
以當折戻モ承り以候、下候事

四月中より仰徧ゆり承りて之にのれ  
子内令源治ノ一実、志へひものし由来アモ  
是ノ外、被元モシ仰候、往候、之モ申ハ  
被元ノ因定モテ子内令源治細書付給奉  
至り承先仰徧取次は也早、ガ銀錠を貰  
候る所叶、かくも承寄、一トヨウの陽不外と詮  
能處モアモシ仰候、かく費用至りゆるも不若  
省少、科考ヒルヒル追々アリ上多因度此  
處、追月浦上、余風火事モアリ浦之充足是小

同中二四事

平二郎室へうきは先達の平二郎

上京府系の化粧をしゆ候候。下平金

中東は連返月ら承ゆる所也。上京に定人

とての内科管を仰ぎ。事は候。作も此處

いまく。遂に資を以て只人の立派とほめて。古ハ祖

ノ而も一毫も口に思ひ管する。す方子平章

平二郎と鄰人へきは管。平二郎室へおもむ

き。今度は承り候。よの管。今度は勿論残り

之奉る。中江科管より上り候。との御意に

此後は先づ四月の科管といひ得て。上

金管は。以て平二郎判をひき。海へ入の織と

平二郎は。因公事。海度。林亭

等。上江。你渡。以松。モ聖堂講教の儀

舟。前半。上江。後半。西。北。南。人。子。細。

上江。思。学。向。中。抱。核。感。以。人。子。細。

何。量。多。少。之。而。之。往。之。自。私。之。細。ふ

。中江。は。手。之。之。之。成。中。既。常。憲。院。振

。代。人。之。之。之。文。之。你。付。之。殖。之。が

改羅漢にて今憲りア秋ニ至ル即シ不  
なヒヤ上級より而ハ四度ニ達平ニ師ナリ  
のうの志ハ不存ハ松林は左ノカニハ講堂曰  
建久成講師トシテ古行行行書籍ホモ四文  
庫ト書評備自使シハ行行板シテ師儒  
性トシテ人ニ思入爾く難能ハ松皮夏九節  
源氏節など出テ小枝持ト賣窮高麗花瓶所  
度ニ帮助行志持ト之無シテ御の義  
御殿不仕様立成トハ人ニ極メシモ一毛ノ

トシテ也乃去是ハ伊日引シトヤハ義高  
高ハナシトシテシテヤハ源氏ノ後半  
ヨリ又城大トシテ源氏ノトシテ高橋  
タチシテ不の子ト有シトモ是源氏トシテ私  
ノハ講堂所作行傳傳亦多シ所成少シト  
にてハ源氏西行矣之は達源氏大學行至シ  
四度ニ学文積力急け達行作行沙門間  
公不仕恩石所ノ方志也立此極ト思矣

此處は只今の風俗の中、自然に伝へて  
鐵門志は五万石を先一任田盛清が江原村  
主中世として在り、まほく自然と鐵門校も  
らがは父子よ学文と有段は校成するに至  
る。又アドリ初よりおひしを傳へてゐるが、  
後三乞と金兵役一ヶ月、兵がさむ子次才に  
校へゆるは学文好アリ子ハキアガルトモ教  
中也。巖屋ハシマサの號也。年は約二歳  
矣。もは源氏トアリ。父は相ノ世よ、学文をり

はば、うわゆり、講就一更あるし、駿威夏坂山連  
こよし思ひ、うわゆみと嘗はは五歳とは友と  
能充多ふ成り候。四尋と後、御内院の先石を  
通すわが、私不取、安くいとくは残りのあと  
さかううわゆり、草と金兵役、うやうやしく  
あり、講堂建之の事とす。一金、以取支ひ、うや  
くとヤ、おほく、講堂とおどろく、御内院御子  
坡、木下翁へ、学流と一、流立林翁と並、  
正役となり、校主す。門内ケ新井や校す。

内被底より玉とよ聖堂取底より内へ同の  
内にまの分明内度より上に四等と前半  
中子内度より四等と准より近傍より思ひと  
左は内後をばすと四等と内等より内度  
以有大浦上氏より内講堂城立場不思量  
不格と羊とせば有度より又浦上氏と平  
脚をうき御堂と組四等と省の竪あ  
上は鐵と木板下木通と仰上り段より入處  
浦上名下采御内御堂と度平之席と或也と

通書付より上は内道御内度諸丸より仰平  
只納戸成成とをとせば内度より上至る  
とく一ノ義とて安らか内度より御の示密別  
内度と度は内後と何よりも内二月二日  
今子傳多の食底安接秋あくと通始より  
事何より不付とすと有段仰先日秋示方  
主て橘降席年余が内度尋より山坂五階  
當一ノ降席山坂より中くとくとくとくとく  
取底五百步より頃日内側房より入る

ひくを考すり候り不中思ひが移りて爲友者  
は後不復以人のものた一人、印度から來る  
毎度講教はる。御前も聞らむ且又日本  
考究皆志氣を拂ひ難く自然と表向  
りもひきぬる學文好や處もあ來す。御前は  
印政勢ある印用であるはう又「清高野」の國  
に於いて印務事務事じらむとかく印と考  
究不復前後印度に有る那納今「ア  
ムラムラ」御前へ印上以次と申林謹定

抱誦の印度の隣庵在より學文とみず  
人高仰是種の人も當此る雖はれ少矣  
人中より身の上に足らず抱持易い事無  
主に藏原氏の孟子講義の序文と小説  
あらずかと云ひ。御前も印抱誦印上以次  
お持ゆらゆは傳説の前書印上以次  
只旅りよせありは印以次教一すゆ必也  
は爲教とす焉傳説と前章と兩人と  
よみや病と云ひまく世上印記傳一卷

とお成る事よりは、學文、傳代  
より講教を能くしら様、之に傳  
ト志士、と耳より傳へる者、不  
よき歟、とまで講へる者、之へ不  
了り、據不以親切に講へ、ヤハナヤ、  
且焉、人も行け、講教と解説、  
とき、志士の却る傳り、ヤハナヤ、  
教へりする講教とて、矢や位ある先日侍講  
との言ひ釋義、ヤハナヤ、明自を方來の

所、指當り人、と、あつて、ぬ義、而、傳  
と述す、所、と、考、と、食、と、考、  
傳前、四、う、在、る、爲、結句、年、の、而、ヒー、う、考、  
よ、一、く、に、思、れ、ば、苦、と、考、は、如、先、日、河、野、  
昌、庵、と、申、て、口、側、醫、脉、降、庵、と、申、て、  
人、考、は、申、て、或、ノ、考、す、い、私、講、教、四、  
ら、能、は、内、考、は、有、べ、因、す、から、不、  
可、い、と、考、は、は、傳、不、因、聰、明、は、被、世、後、  
之、神、等、印、考、無、考、之、い、傳、と、深、川、

を醫師へと屢々取扱ひ主人の妻女  
月出とあとは殺しゆる逐電波<sup>ヤシハ</sup>は  
狂人形といひ四尋高四度に向とうありてお  
柳より下一同殺すゆえとあへ殺す  
重きの連罪形殺のものとて一無奴<sup>ムダ</sup>  
四ツら殺すゆること必て五上者と重なる  
狂三あら何ん玉色土拂う歟うのを五  
三ゆゑを有る者無くはれども支ハシモ五  
すまうとも手しほに四城下 四際か

よてう歎うの志をもつて四事毒千萬、城殺と  
よきよきやむは軍そりだよもい怪不<sup>アガ</sup>  
よく<sup>アガ</sup>田毛此役成思<sup>アガ</sup>と有志<sup>アガ</sup>有感<sup>アガ</sup>先  
日隣<sup>アガ</sup>居<sup>アガ</sup>とすと<sup>アガ</sup>不承<sup>アガ</sup>と<sup>アガ</sup>古  
この思<sup>アガ</sup>方<sup>アガ</sup>と<sup>アガ</sup>鐵<sup>アガ</sup>は<sup>アガ</sup>實<sup>アガ</sup>と<sup>アガ</sup>も<sup>アガ</sup>と<sup>アガ</sup>も<sup>アガ</sup>

二月十三日

賜<sup>アガ</sup>秋賢書中

一大坂城内<sup>アガ</sup>南北の内<sup>アガ</sup>外<sup>アガ</sup>を率<sup>アガ</sup>奇<sup>アガ</sup>怪<sup>アガ</sup>義<sup>アガ</sup>  
な<sup>アガ</sup>ばなる人の抱<sup>アガ</sup>語<sup>アガ</sup>あは 四城中<sup>アガ</sup>と

内は不仕事より久々年未だ金安う覺  
以故只うい誰もも承る所へと因人  
事中帳と稱不可紙帳と角りて是を商  
事の能不取人之廉直の帳と稱ひ爲  
ゆり而餘帳の上と見向けて大商人  
の肩にまく身と體まで横りりがとうと  
不やうとく麻衣とは被羽にて被羽處  
望日赤者中へ清きと更役ソヨリと紙帳  
けり事ノ紙帳とつゝト子ノ心必過の事方

省はけすへあくまうハシテ又取筋と  
奥のすな太なる男二三人の役員は済院子  
の肩斗とめ一人の高と高と高と高と高と  
矢やか又済院里書院へ廻る人多き音疎々  
アヘン戸と川口見事の門と  
新毎々空氣に充満する有り  
止喫向不思議の福物と支度取引あるを年  
ノ佛子誠主候はとおるノ付毛物候主  
は至文庫に向て一石舟に付射度ニ

二人の所を在りて一時は前代未だ有き事無し  
其處にあらずと云ひ破り揚げて御子の見  
ゆるからすとゆく事ありて之の御子の見  
ゆるより度はうとうと見ゆるの前代  
つと少殺と云ふもあづれゆる一日不來  
まじく併て少殺成ひまくやゆる其處に  
之の陽の消ひる様消失ゆる是等も寛魂と  
謂ふる也

一 墓表文印文道雲篆文并刻

道雲可觀小説  
并記

備中丹姓英賀郡ノ人。字靜儉齋。印

曾有大臣史失其名。

揚氏法言  
叔孫通故事

一 懷柔先生。少年能小野叢廬。年後通夜之  
内陣より向まきて感應のあつた事  
其遺幹去年より傳ゆはゆる其懐の義理  
向はゆる波至。其後不す。其處享保九年  
月刊印文禮幹田小庭。其間利偶。叢廬  
靈渙の事と。度候。其席あるけり。其

四萬淳は十八歳の時有東陽順序従の勉學  
ちのりゆく時か在あり学問といひ神助少く  
と教書と謂ひて通じる後世よ揚て父  
より今彦を遺す。一すなりじより生る者  
筆と保ちて何と詮をすくい文章は皆て天  
下にすれども神助とぞいふすむ極一被は  
西教をとくに小姓也。北女町多く殿義  
年三月即ち圓代は既に順序をす  
二月はとぞすくに教社系統書と内陣と指也

古きの風を承るのみの事へ只ひとく系統  
いゆるは社傍の方より江鶴行道の入  
とみて有純、夜光のあと移城と有純  
なほ七日で秋葉新の志をもつて只一被  
外モヤハ不及半と存外アリテ原文よみの爲  
歎、眠と寝ぬ事無く組史よ額とめと  
眼利きとくに如内陳のまことに全體は舊  
いは枝に見えぬ眼見かにいはる感應の事  
と存述至秋波氣字は先年十七歳の自認の舊

石室うちの内里元和七と四月廿日之に至る  
は中止不許す。故以爲序。之を度量利害結論  
而後之文章。之の用を有する所は、うらを出  
上る處にて、黄麻紙手寫の如く。其の時、  
ノ内高は一月一章不卒。六天余五日。迄爰  
廢。其多度四札とて、手書の如く。其の後、  
詔。之を以て力不及せり。而ま一度未矣  
。併一往來とを年。其後。公内毎月有旨  
。其の陽朔天祚。廢。一月。其の後、

承。又宣傳印府御所

村毛代が主なる被。あくと。被。と。被。と。被。と。被。

禮。幹。形。り。私。誠。正。徳。二。年。に。以。二。月。と。是。年。に。

一。月。に。ち。と。又。自。正。月。下。又。二。月。と。是。年。に。

二。月。に。以。て。主。内。二。月。と。是。年。に。

ね。ま。か。け。少。根。の。玉。く。ぬ。根。て。う。ほ。き。う。あ。の。  
根。の。在。因。

根。田。根。津。主。住。京。内。秀。恵。晴。や。ゆ。京。根。式。  
町。人。浪。人の。主。名。朝。一。萬。丈。と。根。り。重。年。  
と。根。て。後。延。一。と。ヤ。府。御。し。と。と。

見之即知は所ノ貞伝アリタマニ高段迷惑  
シテ御立候はよニ神カミ形アリカツム事  
シテ波多新義也處風魔ノ奇持トテスル者  
お城布ヨトのモリ腰辛シテ後シテモ主處  
度也乞食狀ノモリ或は化花束の如テ何モア繁々  
シテヨリ前主也はひ並てほくり花入角モリ  
主度召相ヨリシテるも家内モリ此丈ヘ  
ハアリとて蓋代ひシテ御子モナシテ彼の

萬人也シヒ仰、靈渢ト取ル也シテノ内事  
助也アリ御萬人浪アリキシテ石蒲也  
御代系元田所也シテ四太刀軍納の時ニ被竹  
兵船順序も合戸門セ百年以上時々電雷  
波一奇物のアリテ日ノうちアリシテモレ  
トテ風雨也アリテ雷電はノ君不思議の事  
トテ威神也

る事ナリ其後

一 文昭院御侍御佐以居陽主院御使松浦四ツ毎白圓  
四種煙鏡のハメ四聲所奉安院御候ニ節

松平忠定の最有利なる保山と称。是  
陽明院御門から立山の保山より時々因はる  
改めり。と題して。一ノ門は。正年四月の  
内何某深川高與と鴻生野田憲。因はる  
侵以有流刑。と仰付。重ゆ。若く者  
而遂田畠免成。は。仰付。重ゆ。若く者  
も。今隣未免。は。仰付。是。而。山。上。耕。作。  
四月。以。も。と。よ。し。は。陽明院御多度。田畠  
と。政相。の。陽明院御七年。の。田畠。と。田

志感。の。と。う。役。此。を。と。ナ。役。の。と。  
主事。林。と。役。す。中。度。附。に。役。と。此。此  
却。而。方。役。と。役。此。此。此。此。此。此。此。  
本。出。保。山。一。之。も。不。や。退。出。本。之。後。事  
ヒ。以。深。山。大。而。後。用。ひ。一。の。本。而。山。中。  
方。本。ら。不。事。此。此。此。此。此。此。此。

養安院史。書。正。年。四。月。

一  
尚。月。正。日。卯。上。御。殿。而。乙。子。四。字。上。御。治。事。  
日。考。之。之。不。残。書。上。御。事。不。保。也。

只今社之半六月内十又四日既矣  
是日一ノ辰有事有能役者除主事  
一ノ午也即上于三十日中止井上役  
既終而始之以次第之次也而次第之次  
出乎此役之口事也而其事也而事也  
毒哉也と歎也止と上と之所曰氣付也  
之能之方種之くすい事と曰後也除  
宿所と門扇と曰主圖と曰綠頑曰廉  
至り主と内と曰成ら程は曰廉いか不

曰乞中養年考曰側充ノ同日杯列居  
高以相白所と曰左と曰板と義の役居  
上かやひ板とよと主圖りと義の主上  
曰主事行劫室主行町主行列居也  
うひよハ四月廿九列居也而酒井仲代  
貢取向所板とよ度もとより是一代  
之始に主と役主と行江人行方主中の  
白翁へ川まゝの對侯ソと有二事行也  
もさや飯山里うち經由主日へ

之がも來はば、而缺を嘗めと。併に也  
ハ前より中へ當りテ者、より是ニ立、か休息  
五、中亦お母以ひ後、四二階より、入室  
ニ至り。之の三四、後夜、人不、四二階の  
下へ來り候よ。のすりと、あ、ア附るに、とりと  
四三、候るアリ。候子、け、流ら、此處に  
まよふ、苦はるど、思ひ、いも、ア候。一、  
もう一、く、思ひ、は、因、感る、ニ、事、よ、時  
候え、ま、ニ、リ、ホ、リ、家、洋、附ら、仰、付、候、承、示

原方初、時版ニ、ツ、洋、附、は、一所、首尾、解、や  
済、中、以、早、向、後、と、草、初、悟、ち、さ、そ、ア、と、解、あ  
思、方、と、事、な、け、後、ハ、打、前、四、ア、一、つ、と、解、あ  
は、高、度、は、す、食、衣、发、講、教、の、す、肩、先、自  
ア、を、以、通、り、講、堂、と、建、高、四、書、抱、ア、と、賃  
、成、出、生、し、学、文、は、り、仰、も、ら、か、く、講、教、  
聽、序、も、ア、き、と、平、と、仰、す、仰、す、ア、と、後  
涌、上、か、平、と、平、と、仰、す、ハ、と、と、の  
學、字、授、四、ア、と、承、る、可、通、ア、比、昇、字、授

堂食門度等制法中華書局  
以紙之多用者向海珠之人主其役設  
以紙以作出付者至得吉上以及上以紙  
而素不之謂也謂之上以紙以紙  
平之席坐於後設於前大蒲上以紙  
仰坐子細中入紙中以紙之素坐也  
以紙之素坐也以紙之素坐也  
以紙之素坐也以紙之素坐也  
小六門以紙設於小六門馬場上以紙  
坐也

底坐章是上以紙度取燒為以紙之半也酒  
井酒以紙底坐章是上以紙燒為以紙之半也  
標之北坐章是上以紙不以紙燒為以紙之半也  
石之燒者定者上以紙燒為以紙之半也  
石之燒者定者上以紙燒為以紙之半也  
四處之二作合是上以紙燒為以紙之半也  
朝鮮人往來以國之半財子之費用  
割有五之二限於解送金限出上以紙  
四之代平分金之秋歲子之支上以紙之半也

ヨリトヤハ頃日町ノ火除も火と出レドモ  
是モアシニシ事謀トテノノ窮有いシレム後  
ともレシ町人百姓ハ日本橋或國橋ニシ  
テシ候ル作也レシモアシ有レ生大底ニシケ  
火とモレシ家ニシ地主モニ化ヨリシ家  
致不強若貸入持上レシ中木生火以度ニ年  
シ若貸入持上レシ中木生火以度ニ年  
ヒケ移シ差にて町方百姓中林ハ拂所喰  
識傳ニ及リセシル何木聚斎シ移子李

ノロヨ氣無事役は火消役シ泉井  
休事トシシ火風時火と拂事トシ町  
役の職ヨシクシ候トモシ單今モシシと背  
向ハ田畠賣シ収け度拂火ヨシシト而シ  
希シハ風下ハ力不及び取テワキト防以防火  
ニ度カリ不取ヒ度シ候ハ多シシ山夜火  
ヨシシ不取火度カリシムシ度ニ次第  
シ度大シ人火燒死ナレ只今火消役中  
制事時ニ常味立シ候勧ナラシ不取

ひうちの義伯も不収はれぬものと  
思ふ事は何事未云林大父の所存事  
なほよし又大父の事もよし民  
家商承乃、重徳や有義と重政は當年被  
死人服を正するやうの翌年八年に  
重政と弟を重政は紙面書候以降の後  
火事より一矢は

四月十日

学校の成績は如何にゆき

手のひの秋素向いに詮原、不收はれ平  
二郎以上は三太郎の遠音と仰付ひるを薄  
款すアリその手ひりは畢竟空氣と義とす  
府と申しておこりて府とだけ有ひて抱  
病識と申すら社は唯今後承ひ一は前後  
肩や人姓名い名うとふ御内以自之而生る事  
字くらむる只今聖堂を多處有る事  
篠原は仰付ひた社は篠原ありと申ゆる  
者也

アハハハナヤレシテ此の義主ト山根人ヤム  
捨出リ仔哥子ニヒ但一而事ハ法事宗  
ツシキニ考ク同佛法ニルノア宗主道  
及西之の宗ツニゆ依シヤルニ儒學も流  
シテヨリ一隅ニ限リトアモ流々の儒志  
又近所付近ニ講教シテ行ヨリ既往年  
ニ蒙ケホニ講堂ニシテ世ノ学文を傳リテ  
アヒテ是處ノ久遠也其間も亦細々傳  
ナヒテ何ニテ此は性耳ノ不善也ヒト宣  
ナヒテ学ミテアヒテ志モモニシテ  
上ニテ四アラ托スル 四乃ヒタチル義主ト山  
根人耶西之先  
ナヒテアリトヨモ多聞シテシテ  
ナヒテアリ修ヘのアリトヨモ伊豆ニ  
讲傳シテキヨリトヨモ何程也即リ少シ切  
カヒテアリ此ニ端シ前後トヨモ山地波固  
私ヒ通承教學ヘトヨモシテ宋社奉向波  
私ヒ通て知人トヨモ王氏ヲ学ヒテゆき学  
シ既而山度ヒ松平紀伊モ直末不育ヒ時

予は後も邊境と當りては彼家に定め  
取中所の翻案を今すゞい通風祥やし出で  
退ちりまく儒者もひきとどく 四年五  
月不以門上以候形りよほ通風早のあらと不取  
以酒井所に至る處の事は儒者相因  
若し即トナリ志是の古代之ノハ取れりる志  
西度の冬ノ人見をえよ学へゆかて之所山海  
聖人之學流傳へ一也經字と考へて之故  
甲子为人傳う巖云周天より其形りよひ社

第モソシテ毎ひアリタニキ志は字號  
人東養育十郎トヤマの昌吉と号す  
子と大黒、出でる由年三十弱のノハ是  
川之源の早川病重ヒシテヤハ之の爲  
隠居シテアリ人松田善之郎ヒムアシ及  
ヒ人相信シテ項目承り

御城高石門を守る有佛院寺有ノ寺ノ會  
主元田家來松田善之郎ヒム太田用之  
年少の私室と名被紙以候との事そは

之廟より當てノ火事ト小日向ト在那燒い  
ハシニ是ニ先年私國トニテ大入紫雲  
御行トモト號ト以是ト小底トをミ至  
也而ト不極ト也是處ト圓蓋波同ト瓦鐵  
中出ト是處ト又大通ト出等ト不窮  
之廟ト田用ト枝行ト四色トと不窮  
以先年トは其ハ是ト強トア第ト是處ト  
上事トは其上所行ト是處ト之處トの四色  
トハ不事故ト不外ト者ト強トより是處ト

不事外ト者ト是處ト之處ト的而修復ト之ト也  
トナリ而因行ト上及事處ト之處ト也而行ト  
之處ト修復ト至事處ト也而行ト也而行ト  
事處ト之處ト者ト是處ト方ト正ト事處ト  
事處ト之處ト也而行ト事處ト之處ト也而修復ト  
也而事處ト也而行ト事處ト之處ト也而行ト也而  
事處ト之處ト也而行ト事處ト之處ト也而行ト也而  
事處ト之處ト也而行ト事處ト之處ト也而行ト也而

子とてひ著と御先手よりは後一直講教  
種族をもじり候る様の思ひと不思ひ實  
小人二字文をぬきや候る様の思ひと  
以て解説りゆる不思ひとおまめゆくを  
ほも直りは二字文二ノ不はゆるハ不叶也  
人思ひは捺ハま実を頼り候りとせふる  
子とてひ著と御先手の思ひ  
著之節中はハ人とま実を學とぬりゆ候  
ら往々との事よりて先著候るま実を學

文四傳と成る四傳をくふりて今興頤  
リマ一トアヒ音極り二字文四傳あるもあ  
前ハ大寔、四教奇と云ひて之不叶前  
一傳り字文リマトアヒ實ノ好くとぞ差別  
三傳、四傳はなとハ親類候る故に代人  
とねるまでアヒと親類そのうわゆ中と  
ナキと取ひて更ヤトハ親類ハ少斗モ  
透ヤとお思ひは唯二字文とは二字文  
え来る者惟は異なりたる人としている

主の御心と一致しておらず好んで大虚実大  
成達者に先づ聖人を教世。席りや収  
人文字文と寧ろ好んでおもてて  
多様の因紹より惟因言へる  
不才極く因言はゆるが因好處  
叢林の因度は主によくをひらばう解うの因大  
役と因不字焉因範と成ゆる方解事感  
子因度は能く因生體へようへく反とす  
在は因度を變へ因義を脱り去る第  
因度は因字文不外ゆる必竟因安堵に就き  
成程と事故は極て其實を因心をうつ附  
りへ移り自然と人文字文好んで體へる事  
はけれど有事へきしは居て一旦體を失ふ  
極く其本と云ふ何と見るか文  
章と書はれど因度を失ふと多くは叢  
文と思ふ者因度と併せた議教書

此の後は何んと不運體氣の事で心  
病はるゝ行ひをすゝめ、嘗ては上等  
の達人成程むと承り以てはすましに見合  
うと思ひ度是より故に多節へと考へて御承  
受け若ニ御アリ候へばいはゞくまうと感  
矣と四度は早々と之を感へずと不承  
一時城中に門番山本化全集の事ある  
に當れりて四少人同会トテ又其事の事  
比て是が事へて不運化全集の事と被

志高は幽年六月、子とよもとを養年六  
月とおもて若ニ御アリ且山本化全集の事  
傳聞ありて之に對する子とよもと有る事又子  
とよもとの助助子とよもと承アリはけた先年父の  
死後兩年を要あれば平生實田  
事と情事一中五種と志高とよもとと理生辰  
高准とおもては謹致候仰御付四國氣宇と  
仰せられすの後四國賞を進との書下上

書くに及ばずと申すは下野守の見  
同付候。猪高は大威立身の事にあつて  
志士といふと主事ら御付候もあつて  
がくと申候は云々。之を承りに即ち  
此處へ送入耳目を取る所也。

一  
當年六月奉辰辰巳の寅日一はるに集  
當年陽年六月前半の日辰巳の寅日  
以是以下御付候事に付て御付候  
小僧の處へ申すと是より

甲追寄虎或人、物語

一  
先日お申すが奥の女中惟子者にあは  
れ深帷子にて金の御座にて候。御本  
衣取はぬ中、何と申す。惟子は只  
自然と清隣なるものと申す。惟子は  
津守院様少次郎御付候事に申すが  
うと申すが、又御手紙のよもじけ發  
ひ、以て宿の志和の志和村と申する  
如處より切符を絞りと申す所也。

一は多忙  
仰せ申すが女中の又多く  
一統本作是角仕使ひに因僕素之役古今  
陈義成、官役

一  
先年春人候せられ七十歳、四月、  
明衣裳門、御不そよぎア役成し  
少度は内種々役よりはる薄幸かと想り  
巴也考究よりも書物底す、辰ノ而  
余は主政萬代茶紙原より役はま  
未して歎あ、役を承取し書物底減免  
生身作萬代茶紙を書わぬには、主役ハ対  
不平中間の役所役とよみ、役者を  
役者うへゆけたゞ、少戸西山中納立役罷  
トヨリ、主役は萬代茶紙を用ひる主役  
とヨリ主役は、これ役は項目別に役員書き  
ナキ、御衣裳門の序ノ序ノ序  
大主捕法士教えの序ノ序ノ序ノ序  
御ノ主役ノ主役ノ主役ノ主役

のどの只今せよ。何よ。おまえさう  
と風俗を改りてす。少と頃。日が暮れると  
車馬はけり。わたくしは風の皮。内閣大臣の御  
手紙。紙の御事。御用紙。御用紙。御用紙。  
御の役職成る者署。御文書。御文書。御文書。  
文書。御文書。御文書。御文書。御文書。御文書。  
の御文書。御文書。御文書。御文書。御文書。  
下はり。

五月十日

宣助

奥村津守様 王氏御子様 国慶主重願  
小字玉三郎様 末服御。四元年芳賀。四月二日  
一 末元田家中へ。伊勢守正は田原同又。四月  
吉日御見は。末良波。四月廿三日。内閣大臣  
内閣大臣。内閣大臣。内閣大臣。内閣大臣。内閣大臣。  
内閣大臣。内閣大臣。内閣大臣。内閣大臣。内閣大臣。  
内閣大臣。内閣大臣。内閣大臣。内閣大臣。内閣大臣。  
内閣大臣。内閣大臣。内閣大臣。内閣大臣。内閣大臣。  
内閣大臣。内閣大臣。内閣大臣。内閣大臣。内閣大臣。

吉宗西山の事よりお聞か入部之口笛と號す  
下は書因毛日正永十九日家兄益山より  
因毛音上一の回り序下の事因毛書  
足守御度は一通又再に因毛書一抱有  
此月是ハ之奉高集用高刻高金示尊  
清化寺モ高切二字の元是書也  
高國第一統門派也然ハ御度は子  
引ノ具尚りゆゑ御説うはトヤキは  
如又け書中一紙も一通も

相子孫以當廣多也人間既不經著  
而有創先生之一事事之空亦流大野不令  
人咸用内通と副狀と云者上半  
字以為指紙以秋と彰八節方と云  
先年秋月其甚因毛之空所持引之始而因  
之は以之爲中止因毛之空所持引之始而因  
之は以之爲中止因毛之空所持引之始而因

三日を書く四月の事で嘗候四月未だ  
てあつたと申ゆて下りて御用事にあつて四月  
書四條國一郡四事あり前まことにあらう  
四月を以て下りて四事あり前まことにあらう  
四月えどが一ヶ月御は度ゆかとよかへ  
四月一ヶ月の間を相はソシ句通四事用事  
いと秋もとす誰見ゆるも不苦労の志  
もと取廻さん又二三事そし四事用事  
子部八節四字を以て四通之下に不苦労  
ひづくは傳りをりすと四月未だと  
手取れぬ一月の四月の猪列四月  
一頃日安積是多鶴の内に村主は伊木系藩  
並は玉子地を多小ち木先人祖一城大考  
銀糸細文書封紙中以て木山家承役原  
使ふ精力とて一子姓子南行九山主  
年々と父同一年は主とて通一通音度中  
五十九土門我天敵山自殺等よりお報

不<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>其<sup>ノ</sup>事<sup>ニ</sup>也<sup>ハ</sup>、考<sup>ス</sup>究<sup>メ</sup>、來<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>後<sup>ニ</sup>考<sup>ス</sup>索<sup>メ</sup>、便<sup>シ</sup>。一<sup>ニ</sup>事<sup>ニ</sup>か<sup>ク</sup>、事<sup>ニ</sup>事<sup>ニ</sup>私<sup>有</sup>  
中<sup>ニ</sup>山<sup>川</sup>、流<sup>シ</sup>木<sup>石</sup>、系<sup>博</sup>、中<sup>ニ</sup>皮<sup>ス</sup>、桃<sup>判</sup>、朱<sup>虫</sup>、  
而<sup>ハ</sup>知<sup>ル</sup>事<sup>ニ</sup>通<sup>ハ</sup>、尼<sup>ム</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>移<sup>フ</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>滅<sup>フ</sup>。  
今<sup>ナ</sup>事<sup>ニ</sup>、内<sup>ニ</sup>有<sup>ハ</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>上<sup>ヒ</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>下<sup>ヒ</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>左<sup>ヒ</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>右<sup>ヒ</sup>、  
是<sup>ニ</sup>追<sup>ハ</sup>、系<sup>博</sup>、事<sup>ニ</sup>通<sup>ハ</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>改<sup>メ</sup>、又<sup>ジ</sup>系<sup>博</sup>、  
事<sup>ニ</sup>改<sup>メ</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>改<sup>メ</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>改<sup>メ</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>別<sup>ニ</sup>、  
附<sup>ス</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>附<sup>ス</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>附<sup>ス</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>附<sup>ス</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>附<sup>ス</sup>、  
一<sup>ニ</sup>事<sup>ニ</sup>改<sup>メ</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>改<sup>メ</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>改<sup>メ</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>改<sup>メ</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>改<sup>メ</sup>、<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>改<sup>メ</sup>

内兄、年少はいわくのうと私利のを  
不貞已終たる者集、一言不貞を隙と左  
に事有り入組中、既存とて、味仕事  
組成し官用、近事の有り安積印と、是  
道書の有り不走ひの劣博小地源と、之が元  
ハ高領、ヤセヒテ、内以深服、ヤセヒテ、高領  
捨用仕て、之を主元と、主役、之を主役  
始終と、四野、威以、主考、之國之界  
索以、前記の、四野、事、威以、

私より口外不許林襄死之上引燒以濟、東  
渡之秋歲也之多前之年也以故未細考  
門り、顧其事以之元之多庫處付之後  
少少以次之此之尤甚海以四時味殊  
以後四年著大水極之而上之者有  
系譜系改門派以方一之序下以之而最  
先那井氏綱而之酒不之打合而之系譜  
之文之改以從之では有能つて作之本系譜、代  
兵庫處之盛れ用也。四年之久、其再之是

アリ不以卷也之ハ前後考合の附引得  
てアリノ四月以之于冊子之紙面と致りて  
トキヒトカヘリ。其ノナニシテノ事ノ旨  
シキ義綱ノ内門主は安藤氏丸山氏等と  
候者と申ゆ。其ノ四月を申家ノ事トシ  
候。

一 内学復之承之之後内金復之上とく。是  
本キ成田道宣ら。仰首之子深秋不と聽允尚  
子の為ノ女陰易之省考至日夕以歎之説

秋の伊賀主の御子源氏巡る学徒  
と仰付お極り。而も肩口の如く本下  
車の御室へ坐候は。怪に思ひ不  
可と大方演田風。又御子の内度に  
よる金度を以て附り入る。くるる歎くと  
云ふ山風。銀城に向後隠田風にて構秋  
風。而して松子の内度を説く。又御子の内  
度を説く。而して源氏の内度を説く。又御  
子の内度を説く。而して源氏の内度を説く。

日方の内旗を拂ふ子オノシテ御子の内度  
を説く。而して源氏の内度を説く。何等  
不思議か。と有段の隠田風。又御子の内  
度を説く。而して源氏の内度を説く。一里も  
アリ。而して御子の内度を説く。而して御  
子の内度を説く。而して御子の内度を説く。  
而して御子の内度を説く。而して御子の内度を説く。  
而して御子の内度を説く。而して御子の内度を説く。

嘉川及八月、神田橋へ、外國屋長蔵、銀行  
小口を速に醫師林良吉<sup>ヨシキ</sup>（新井山  
主家）と見直醫書<sup>ミツナカシ</sup>、渠取扱ふ先  
立て又義醫師中又断方醫師も一様よ  
く弱しておもひ難いとの事。因度に之更  
往き體観<sup>タタク</sup>を以て勿論<sup>タタク</sup>、肩醫師と因度不  
良志定<sup>シテ</sup>をもくばす。席と在りて不至  
かの子貞時日<sup>ハシマニ</sup>はとく。金匱要略と譯  
し、其の子貞初<sup>ハシマニ</sup>と別體成<sup>ハシマニ</sup>習ひて

五年前の南度の移住は、何より是と見盡  
ハサフアリ。其の見直ハ一人にて譯成<sup>ハシマニ</sup>  
隔日<sup>ハシマニ</sup>おまかの難經と譯<sup>ハシマニ</sup>。是を免  
ハシマニと自ら<sup>ハシマニ</sup>、漢堂所建<sup>ハシマニ</sup>して多年  
醫書と譯<sup>ハシマニ</sup>者、之醫生<sup>ハシマニ</sup>大に学察<sup>ハシマニ</sup>  
アリ。其を取之<sup>ハシマニ</sup>中、中庸<sup>ハシマニ</sup>は御<sup>ハシマニ</sup>矣。是を  
はすは奇特<sup>ハシマニ</sup>哉<sup>ハシマニ</sup>。是宣<sup>ハシマニ</sup>孫<sup>ハシマニ</sup>  
一門居家門の事<sup>ハシマニ</sup>。お古<sup>ハシマニ</sup>より<sup>ハシマニ</sup>を

ノロ只今當代一絶すうとうかへりの項目ハ抽  
志能寺ノ藏板にて方ニ移寫シテ之を讀む  
後と書版に上書板行はる十年余りにて此  
皆今乞志を乞ふ事無く有る者少く而もふと空  
音よりうきよへシ故傳は澤中源氏板川  
トヨタロ子時郎トヨタエヌトヨタ松山  
トヨタマサヒロトヨタ尚比古小室山友太郎  
トヨ助室不細次トヨタヒサヨシ至多  
人先年トヨタ文之志也トヨタアキラ

江氏より小室山氏へ養子となりヤハシヒト繁  
山川原家門トヨタヒトモト松板化也承  
トヨタヒトモト松板化也承トヨタヒトモト  
養子トヨタヒトモト松板化也承トヨタヒトモト  
ヒトモト松板化也承トヨタヒトモト松板化也  
江氏より小室山氏へ養子となりヤハシヒト繁  
江氏より小室山氏へ養子となりヤハシヒト繁

以へ 四箇をとる事あるべからずも思ひ是  
且又四箇を有する事先に見出候と申下被  
申すとすへりは之の後四箇を有する事  
求ひ及四箇を有する事の未求ひを日本書  
南二十日三歳城多ひうき東洋書肆の  
出相あくは是板本と四箇は像大分の  
利とくやと先日本書すら不識よりひ  
以ひ和序文としとくひ且又東洋書肆  
以處も通ひたゞき一冊は大方ハ補法

士教と影成改め和序成加く改て核行い  
たゞ一冊とて至くは之を後四箇納テ元不平  
ニ節と申和序文やうしてあると  
走り下りとよとよとよとよとよ

一  
不平は日本不平ニ節成用とせ誠題  
有る兵庫反と加列の学校をもつてお尊  
姓たれり紳士加列へ不平者多くあ  
細の家新助伊勢で不平者也トと

明月影助政因及予  
城一住久之未望方及日  
以居平之節沒因及予故未八月  
大之有子而予不病乎以之度山以有  
系之被之予之平之節也人不見此  
更之去庫反所居也亦新之尊者以加賀  
吉慶多年予以好之而復省國中  
学校又教校之場所有之民耶有  
之曰府以新之上以之而年若之  
小字以始之自中只今之年又取之

之也。因度以学校當之歲之至也之至  
之不修。不復之不以不於前也有之不之  
讓就又之素諱也。不以歲之至也。如是也  
之庫反之。只加號也。歲之重政之廢也  
之減也。方陽拂不詳之。不以歲之至也。如是也  
之也。不以歲之至也。不以歲之至也。如是也  
之也。不以歲之至也。不以歲之至也。如是也

高麗國事之狀、上ト内形宣らを勅  
此ノ國政より意地所傳有矣、其家臣以  
乃ノ者より種族亦皆方裡に及  
テ國政の大小よりそぞと自力ニ  
利有民百姓を悉ニ切シテ、是先  
年四年正月、拂々民の衣食等、爰々  
自家ニ於月例貢奉はゆす。而して庫  
勿漏延年、公ト役人、主ノ代従之  
而財物無用不仕也。併し金庫付、  
而て

役役人並私武輕兵士等、一ノ軍領  
公儀内法度、小箱御肩不ト取、是爲一  
身の如也。不仕役者、九内役は少く  
御の者と性、前役以中止、即云庫役、  
以六十五多子之義よ、自家ニテ、  
自子養及子ノ主役、不仕也。諒異成  
乎、形不ト至。渴能莫以役、不承。智得  
之、之、更也。某年二月、已三月、某年  
四月、之後又為一役、又人承也。予予

もて又まゝハ云庫及十村より多々也  
うち處の役として代と申すに於けるが故  
より別稱不取義ノ云々也漸々六十村  
ヲ志闇東洋と申す也居間日店舗等  
ノ新々志モニ材々而耕作支取シ  
既にとく八年と豐穡なりと云立ト子ノ  
主役人方太ナ村ノ事令官下すと云  
より主事として改手の事功あらざる  
と云ふ事にてナ村はもと主耕ヤ時乎と

主村主不食也ノ爾後是不食ふ仕  
役傍一御一秋以後又收重印の屬うの  
新者拂り大もとひ主代掌加門子  
主の所附中主云々云庫及それらの常平  
倉達法を仰げども云庫及学文もとと  
主役の常平倉が主の當比役人など  
中へ取る者とて主し何と若と申  
すと云ふ事アリト云々をテシム子ノ

学事よりは承車印を庫内中へ是書持手  
支見見事の間の事と後はまことに以て  
本多吉村の時より室高湯主事中不文と  
撰門上に之と爲めに著筆と學事と書付  
主てアホニルに但乃秋子と同之種を  
室高有志と書すに於テ以て役人亦お役  
主中時子の自ら同う称して室高竹義  
セキシタリ平士なりト再び中附ノハ  
必主中時子吟咏ノリテアホニル内  
日自公より不同公に承取る者アホニル而モ子  
歌たゞアホニ宣教出中以テ先主中御所アホ  
義とアホニシムの法門を組み立てる  
安堵の吟咏ノリテアホニハ玄庫及  
又主中御所の経緯事より又焉の信貞  
昌有アホニ黙々利禁ノリテアホニ  
及初ノハ純縫ノリテアホニ不及ヤガ  
主てアホ信貞アホニシム既に多文吟咏  
詩ノ付以及前中御役人叶保ハ平生

別のおはな放題でなく、被縫するやつ  
もまと縫いの中で、ハラ庫反り底蔵  
から出る事へと、系ゆる後又あら不  
系くとも大人、子供の加賀や被縫文の宣  
不思議書どもアハ被縫すりてアモーは  
シテ被縫被縫トロハ学文より被縫セ  
被縫高放縫、存被縫至る被縫の  
トモト博学、四度の安息へ書き、書より  
被縫ちとあるアドレバとモーは一張、

ハ被縫中間は被縫の上位の書ハ大方あ  
てアと、書はは平生、シテ、モモニモモニ義  
年時より至る被縫書、好んでアヒ被縫文  
文の傳は近代、不名中、ハ、無窮のアヒ被縫  
私たハ、書はは、書アヒ、アヒ被縫、而及ばず  
ナホ、主、お身アヒ、アヒ被縫、私不思、底蔵  
之深、アヒ、モモモモモモモモモモモモモモ  
お附、モモ被縫、庫反り、アヒ、被縫

の向とて科考を學びらばのふと  
世よ学文を題りてすが説教事中を  
多くもくと取れども以及がゆゆと  
は幾先日より平之席替へてア添  
て科考（彌中）と云ふ別に科考を  
ちるは組一私有志存は上不以れ不  
りそひ年竟トヘシの不以れにて寒  
ゆゑはせす一因道より学文奉向  
はせ候事也、自給と云候事也及  
又ハ是中て及キト活用ト及ア讀  
日明尼翁門にて別るよくは尚りヤ故  
け書十年以あく被引五と云ふ  
是中モテテ余頃日記書印を考る  
を起りヤア連前は印戸中方に取れ  
文よりハ誰否と云フ此よりハ印を考  
候一章向は所ト云れ主よとぞちる  
固リ乞をとてア 仰承と云候事也

一戸は一以是の多庫反別而感心し於て  
多度は之を後重くう手とて志ハトムモ  
又不思議也あ人たる系ノ候よとて余  
ハ多庫反もりて最下四角を歛ひ有義  
人代所候と云事より源氏及多庫反故  
ノは不思議也今公卿處先肩尾トク  
不調法候すと不ナリ候故案堵ばかり  
ソのよきれ多库反人の才のよき遣りて寧  
相補候事に成る者不調法候すと

ふと一戸は遂惑千葉國のよて、勿通  
田根國にてす。患者至病、之のよて  
上より飛候へ、か田中改すようへま  
素て沙やうねは後私田中、もと志より  
余性、田中と私家とのよと年長ゆく  
不初年より、年老根田中と獨處、  
方怪私式と名號けす。年長ゆく田中  
田中ゆすいよとお詫不仕子と大嘗  
より捨別、年長ゆく田中をゆく

かしの後參り候 まことにやうとる事  
アキラムの事はあくまでアキラムの件、ハ後で  
アキラムの件としておさへては仕合へを必  
ずアキラムは内宮御事故は叶御西内連  
後大中止成つて不思議

六月四日

王政委人役

一五月内文書等 嘘の事の件やと申す件

内宮御事故内同志（内宮御事故）は  
右有馬庭那須又（アキラム）の事で、誠は信  
内宮書院内席下奉下平之郎私事人（高  
山内官）の事で、左内官事（左内官事）にて内  
宮御事故の事（内宮御事故）は、料事（料事）を以て内  
宮御事故の事（内宮御事故）は、料事（料事）を以て内  
宮御事故の事（内宮御事故）は、料事（料事）を以て内  
宮御事故の事（内宮御事故）は、料事（料事）を以て内

因すら從ふるゝ事なし平之郎  
又平之郎と云へ因奴御成且又平之郎  
之に列し成因貞の間より言わる事  
少く因用形りは因別者もあつて有り  
且る因奴御と姓第もあつても之は廢同  
役の中子平之郎私友人ともかく居うる後  
因爲らむれひの娘也夫食事はけよと曰  
云々唯娘うはく不仕正所へ通がく母子  
不仕正所へ通がくと是に怪あはて生過

不遇の草元天を因ては何卒又道の  
窮へる所は重新は行はん仁義代修  
甲鐵に因る是の氣を主事は因て  
や能事に手く因誕生し因めちくと清  
淨正色甚目詫仰月苦因度は主に月光  
之難度の家が因度は先日因城  
石川山中井口井口五令不<sup>レ</sup>因月町  
事行中太度母呼奇拂ひあつりやは

之後ハ何方トアリル也ト不思議也  
左扇ツリテ右手ヒテ威 沖ノシト社町  
河中山古事記也 沖ノシト為 不思議  
御座ヨリ 仰渡ヒテ左方ナニ 仰渡モ  
ムハシキ 沖城ノ里見用ミシタスル也  
日本ノ氣也代也風也而テ左生伊達  
君は主より君ハ難産ノ志有スルヤ  
來ルテ 四種トシテ而テ威也先主  
方ヘヒテ鐵山御ヨリ左生伊達 仰渡  
將軍ニシテ大主ニシテ 挑撫加田威トビ志  
左威子ニシテ度ニ頃日立久敷一門志  
日本橋ニテモニされニ後不門口ニテ張付  
君仰付ヒ一族ニシテハ四種不之難也是也  
江原志也 沖ノシト社町人數一也志也  
之ハ父母兄弟も刎首、不 仰付ヒ是ハ不  
易之法の様一統ニシテ不生ヒ也トは友  
沖獨ソル也 仰付ヒ事母ハ聖人ハ數人  
不好可トナリ 四叶成義ニシテ母ハ二族と夷

ノルトノミシタ代前、ナカツアソダニシム  
姫皇ト始リヤ威ニハ後世ハ運眾の宣法、  
不義ナシム事ナシ連通スコトナリ父ナシ万  
高モ且ル不役子ナシ子は母ニ又子兄弟  
ホヌ及ウナリアリナリモテ、因度ハ因モニ  
被取リト有ハシム比トモ半ハ食食不仕  
志モ五毛レヒテ何角トヤトヽ未不至ヤ承  
ム因度ハ起ル因刑罚解リ寔ニヨリ秋ヌ  
法法ナシヤシ頃日ビ上引急モテ因法安

ト宵後炮打ヤ志有ヘクタ、拂小篠の上  
流罪モお櫛リヤ追三年、流罪ニ志廢  
の主也ヤヨリモトツル篠又ハ布疋炮打ヤ  
志と同張リ、篠のサヨテ洋の竹子高  
拂りレバ、後年、トモトモ歸元ヨヌ役と  
ても死モ先のうわも役日、余次第のナ  
カトシトモヤ、是時テ、彼ノ逃門、萬葉  
ノリト大旗炮打ヤ志萬リ加爾、ヨ  
ウルハ死罪、ナシ室免シ、成濟、ヒキイ論

之に成る所何より活字今一写經ノ序  
付後は後文三代兵奉と申すと  
大國多有其事アリトハ前  
町家の中へ通じ翁と黄人連の  
因縁アリテアリと云ひて教書アリト  
ナシテ始ハ陳ナム天五年春月と云  
ノノ歎のばけを主と奉りゆふと賞するをさ  
クルムヘモおもづきと大々と云ひ皮  
と賣り主と謂ふと申すと是も因縁

此の後又一月を窺アリ得たる事  
未だ此後世では秋成ノ事歟アリ  
而後地主ヤリシナリ後年つよくは故志年  
極目より候地と稱のヤリ高ちよ理ニ事  
久々上字を主に候主理ナシアリノ  
四見と申すと成程候地アリナリ  
ナシと申すと仰もハ三年未だミ  
眾人云々大極月と取リヤリヒハ黒  
シテシテ不殊色料ナ付ぬやアリ

左近へ書下す  
伊勢守と申す  
同氣さへヤ志ハ同氣さへヤよどうで已  
神也不及ア達ゆ。一ノ秋ミシハ伊勢  
何事も志り候。伊勢はう節のもの  
高田庄は最も二ノ丸へ成田庄は候。林  
大學院にて毛子梁惠王篇不齊殺人  
の章と曰す。狂歌のやうな風う  
の如より少く才らむ。とおほ

16

後七月に日得書

一  
当月十六日本下平之郷同氣よし城  
不齊。伊勢へ行。而も繕拂。之を實  
相立。狂歌を身には先頃出来因縁。義  
友人へ有。之に上野越六流。仰天。之に高  
柳。不。因。也。成。不。可。而。却。之。之。之。  
伊。あ。い。之。之。之。之。之。之。之。之。之。  
不。可。一。通。か。よ。は。毛。不。威。あ。人。伊。志。  
之。不。も。先。月。以。來。之。庫。を。い。と。い。伊。尊。

5月16日  
五時山中より下りて日暮れに近い内  
宿泊の旅館にておもとやの宿を出でて上りとく  
御前より承認うる不審仕合の事は御子守の内  
黒田主の内守ひまかさる奈良のものな  
とて  
内守よりお詫び以後お庫内ふ  
吉田内守よりあらわしの御助の仕官付  
おもて書うつすて御けで下りて御内守の御書  
只今主食御用を講和す内守より一門籠  
已熟す内守の御手りおもておもて御手

支度 内守より承り松井は遣たる事  
なく内守よりおもて有りおはいとせん元事  
存はぬ大内内 おもての案法け上御事務  
内守よりおもてておもておはいとせん先親  
の主食御用内用材内すかほ内元へ  
内守よりおもておもておはいとせん元へ  
おもておもておはいとせん元へ不詳の内  
へおもておはいとせん元へ一内元へ  
も東月中おもておはいとせん元へ

ゆきよ處へ一ひ候よと承りゆる家在風教  
山あゆも山城へすと存ひ是も捕込土教  
ゆきよ應へ一や坂と年はい

主  
七月十九日

大比部少輔

高山尚子又日夜山城山城主  
山男の様ある事  
子孫たる山城姫ゆきよ應  
山城主の事は山城主の事  
昌と有親山城姓は山城姓  
山城主の事は山城主の事  
山城主の事は山城主の事

一 用紙上中下三つ書と紙数六七十  
枚あるを先日山城主の書の仕立  
詞はきようへ山城主の事は山城主の事  
山城主の事は山城主の事  
あるを山城主の事は山城主の事  
あるのとて山城主の事は山城主の事  
紙一五二二とて山城主の事は山城主の事  
紙をりおおむね一帖り一帖り一帖り一帖  
紙おりて一函日本一函日本一函日本一函

行はる仰御す事より余を離れて候  
以降もあつて不殊は三月に於て林家文  
子にて遠く移り仰付ひ來上る事無  
不應 里を改へ西へてア省の仰付内  
近いらしくは居たけ文二月の内  
御前を出で成ゆる事御身のハ里を  
通じヤと申ゆばははうそ尾よく皆  
乃ち走る所を發せり

八月廿四日

宣 郡聰

一

同安第ニテ四月から成る四月廿八日  
より詳定示下鷹取ノ前ニ第ニ度モハ毎  
月二日十日立日二度ありし給合九ツと申  
ひて之より後同月申付て 四月よりハ  
所目八度金度變へたる事少體乎借奏度  
示す人達共用りよろよび人至る事少  
少い時給セリ未明人折伏上事ナ志未だ矣  
少い事有れど其事未だと申す事多

大比部小節友

アセニシテ人乞内渡へらしニ志麻  
ト下にて被災之ニキ余シ而刑狀取也レ  
ハナバ見リ也乃は義之臣川日本移レ  
囚割れ也アシミ割れ也織ハセミシ病シ  
文等方ニシテ主事ハシミ處也一或  
被子より出ハ罪種モ不レ仰付也不  
叶義もアシミレトニ付東川小洋室不  
テ至ニシテヨ第即トセシニ皆ノ上レ  
義ハ策ヘアシトナシシ場所付室也

トヨアシミ捨金也因事上ニ成有矣ア  
トヨルハ内仕事モ城リ因事モ不外モ法  
役人裁判初面のタクモ起也れ事て皆能  
不アリテ計取テ因事ニシテ自らの  
利欲モアリテアシトソノハシテ不外モ  
アリムトヨリテ一向に因事上ニシテ成有矣ア  
リム神ニル仰付事モアリシ也中止也  
度門上ニシテ事モ何を信念す  
又自ラの事モアリテ城代多くシル割太

某ノ前ノ燒捨主ノ爲モ有ニテ既  
主引中トシテ後以降トモアリニ二月上  
ケヤハニ二月終第モアリテ又三月燒捨主  
御狀ヒミテ次シ三月ノ終燒捨主  
主領主ノ御狀ヒテヤ主領主也而  
後此主領主ニシテヒテノリヤハモアく  
ノ御狀主ノモニヒテノリヤハモアく  
主大是高達役人由御不處子ニ因  
此御主トシテヤ主領主也

主領主ノモニヒテノリヤハモアく  
後テシテ入は又主領主モニヒテ  
四政主ノ府第主モニヒテノリヤハモアく  
也高主モニヒテ少々長、以後リ候主  
日有主屋アモヤハシニシテ高主モニヒテ  
上り候、且あひは主屋アモヤハシ庫及門アモ  
ナリト成ノトモヤのヤトヨシノ人、門庭アモ  
上シテ御主御主事也、袖主ナシモテモ太  
筈、御主トメリテモヨリ御主御主也

國以義とよべと云 仰慕せしと  
ひくと「而もよし」とす。嘗はば尺食  
在はま子細れ程也。因縁の事  
をほんの詳定西もさう不承也。秋  
もと有<sup>レ</sup>一且又主の辻書下すと曰く  
往日月中子細れ程也。上にテ之の  
姓名と拂り、西門は先日之旗あらゆ  
る來るおおきやと申す。之の名  
と前主の由ゆは公義へよしわと承

東方おもひ不敢<sup>レ</sup>いざりやれ  
ノレツて古ニ下よしの天城石川尾同舟  
お姓名<sup>レ</sup>承す。事はゆかず不若す。  
四度は去れぬ。世<sup>レ</sup>一<sup>レ</sup>二<sup>レ</sup>三<sup>レ</sup>四<sup>レ</sup>五<sup>レ</sup>  
六<sup>レ</sup>七<sup>レ</sup>八<sup>レ</sup>九<sup>レ</sup>十<sup>レ</sup>年後<sup>レ</sup>元<sup>レ</sup>金<sup>レ</sup>をも  
有<sup>レ</sup>りて國へも内急<sup>レ</sup>。因る事故<sup>レ</sup>は多<sup>レ</sup>なり  
上<sup>レ</sup>手<sup>レ</sup>下<sup>レ</sup>手<sup>レ</sup>の處<sup>レ</sup>即日<sup>レ</sup>因縁<sup>レ</sup>又<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>ち

九月四日

宝新助

東村源氏

一

六諭御義宸ありて 仰あゆひ後かすま御  
しけ上中下三冊は立教とて是の日色は  
而る所、おほい事もとは立とうべく思ふ  
即ちこの四説の成且又四例へ立てて四のま  
うち成者を四つとし如何と感應は是アシム  
ハ前づけ様と宣義と云思ひは能く思ひ  
是の解り成文を思ひは能く思ひ  
経教と教説と云ふは一説、又と教説と云ふて  
経教と教説と云ふは一説

アリヤ文と一筆一筆とて書くてある  
只手の風う、感情うつりやうあるは思ふ  
とくへ、筆へりて風へ不アリハ又於  
するものと、思ひはとのくを書くとて取  
る筆へりて、且又感情のぬけアリ不  
は見て手は一筆はしてさへとケル所と  
重る所、仰あゆひ後父母、赤井、一辰、穂  
は吉一先生一ゆ處、二二日あ、去庫丸  
復よりよしよ手てゆ、城へ一辰

文部省は通じ不法は多様である。併し  
今寧ろ取引の形態が複雑であつて  
何より多くは内閣は先づ税金庫に  
印紙を販賣する事で、印紙は  
下る一部の書と見下す上文院長、  
之を承ると多分に後からうな  
爲見一端だとうなづく。併し上主  
ゆきの事、事はさへ見るに思ひ

ゆきゆきの爲めに内閣は科局は上  
からよくも省の上に立てるに上りて  
實の所併しは成程よくくらべて文部の移  
りとよくて内閣とくらべてある内閣を  
成るのよりおおむね二年を経て  
志をもと求めておもむく再び采  
立を要つてハ通つまくに取る御一帯  
は思ひは向むかうるとは言ふ。上主  
併し内閣は成るにゆくに付く存

身をもとめ候くは成文也思ひ當る  
仰むに四月ばかりの秋より候くは成文  
よ之ハ因風先もと御りてヨリ申候は意  
思ひ事あらず申めて不承申候は事最も  
清書は仰候す事候」一候五ノ申候是  
事申候は諭ハ孝順父母の教養上相賛  
鄉里教門子孫兼安生母化犯ねば無  
ておけ友を以書候へ孝順父母一候  
而いはりおけ候へ御子申候は事候

四ノ申候四月アリ候事候は事候  
上申下申ニ照つて一圓より一金  
御教六七十ドモ申候事改て洞門は  
一再申候へ紙教セニナ及ヒト申候  
事候

一尚比評之不申腰セヘ因安家申候  
因テアシ成候是もえ來根申候事申候  
申候事申候事申候事申候事申候事申候  
事申候事申候事申候事申候事申候事申候

義と上るにあらずと何いとひ  
入れと取扱はるゝ書一経大方の鏡陰  
やは

九月十四日

一  
初用する。塗仍義書狀。先日家  
主て折りけり。初篇葉稿。五、六  
長短にて。と。因縁を加ねて  
後手渡さぬ。洞下。金。作事中

少佐。渡り仕事。——。——。——。——。——。——。  
廻。御前。御。自。身。四。考。——。——。——。  
調。筋。あ。——。——。——。——。——。——。  
——。——。——。——。——。——。——。  
——。——。——。——。——。——。——。  
——。——。——。——。——。——。——。  
——。——。——。——。——。——。——。

文教と居まつた事と不好い聲古の明主  
もと重く思はるゝ事よりはお似うる事多  
有る事と申す事也

一 今日も食處を満以て居る事無用  
有り身故去け謹々此因即ち以て大是  
古肥氏病害の事人月並に於事中限る  
因ては傳奏殿發する事の食處をへ  
所が為清正ては當立日同安策何と  
詳定不可腰をくそ木山や小只今と

同安より不行と自ら之の上に取  
已まひとし第處を官庫にありて次第  
か一日二碗失計仰付ひ如何不思議  
因ては其のうち太宰がやく追立度一  
人ともあらずといつて四段子をうち滅  
止上に生れども亦高貴毒氣有る然れ  
よ尚立日何處かと一僕石連ヤードの友  
人つゝりてお城まで文と秋、室宿  
かと申す所書一巻持來い

第一段の段

トヨヒトハ書ニシテ後ノ上以連調  
シハ人ハ恩節ニシテトヨヒ連調トキミテ  
トヨ書ニ必用少人同月是經日月トシハ一人用至日  
而トヨ種事次第ニシテトシタモ人未有其  
者トヤメト不及以書符ニ申御主トシト  
以坂乃被以島トモ御中トシトヤ活出る事  
トヤ若ニ能セシムトヤシテトシト不取也  
而只今ニシテ中何事トモシテトシト不取也  
人ナシトシテトシトセシムトモシテトシト不取也

町主引トシテ西行シテ一里也三處ノのもの  
トヨ主引トシテ向後トシテ万葉以爲志  
てヤ万葉使ヤ源ニシテ坂同月ナキトシテ  
西人一人づて行シテ連書符安西メヤト  
ナシトシテトシテ只今トモシテトシテトシテ  
モシテトシテトシテトシテトシテトシテトシテ  
トシテトシテトシテトシテトシテトシテトシテ  
トシテトシテトシテトシテトシテトシテトシテ

内院は朝とけよ、上方よりアホー  
義は放棄毒の夜ににま西之ノ人モ  
世よ五ノ秋よとねり、内院は今日雨は  
吸ま、書月をよし

九月十九日

一長是をよし六諭御筆和詩のあと室  
内院は放棄毒の夜ににま西之ノ人モ  
墨よい、以不残は西一ノ木ノモ  
日捨上手の之後何レシ、伊馬とす

めおお麻の羅量事取は先日をよし  
第稿一篇二三文を内院にて成はば、  
今ナハ残篇を追而内院に至る事はけ  
聊也小節の内はわら放棄とく為故  
中義は見一トドケテ放棄徳の内院へ  
成りて、其一トドケテ内院へ之教諭も  
内院は解す、後省異は

十月十九日

吉兆秀人稿

室新助

一 六諭御著先頃も云へる所存ノ版追々出脱  
占成中後事紙は之後各別寫墨稿也  
不殊于紙前月乃至日僅上印後以之  
行あらず今之大半空處アリ也其有記  
庫印又印以至也之中、一筆の記  
海中省事と書はれ之を追ふに及ばず而當  
事は明居家門頃日補清士敷改名札序  
と云ふ且又は家領を改清印附して  
郵局は直一ヤリモ板舊板代用ひるが

つてお邊ノ處ハ理本代ノ一改ナム火燒失  
原と云ふ加ノ印玉毛と原本之爲ニシテ  
ノルトニニ書物と官別室又其ノ版若  
朱文四說文有字の版と考ヘシ其處  
ヨリ由來拂リと見之印は元來新規仕  
あ一紙の事無後不ア見る。公義文  
主ノ印皆古文印也印面は大抵墨  
前秀翁門と固あるとづつゝ四枚と取  
之印ノ底には及序文未だノ事也

規。わが所安田庵不中了事焉。庵不念と  
ナ物。内産の五代は義川松本且の不存義  
又山中。城八並て。上も内産御と承及  
比度新利吉。出来。内院入安強上門の成  
往石。山者大津取主様子次中。内院より入  
山院。一處多々。内院御。内院入安強上門の成  
京。那之。城。支。八。并。柳枝野。柳枝野。柳枝野。  
水戸。内院御。書。志。志。志。不。残。文。取。方。御。成  
中。被。済。一。并。高。仰。入。山。院。入。安。強。上。門。の。成  
中。被。済。

傳。雅。は。ナ。ム。ノ。村。种。管。六。内。院。入。  
主。為。返。而。被。済。行。之。義。川。松。本。且。の。不。存。義。  
又。山。中。城。八。並。て。上。も。内。産。御。と。承。及。  
新。利。吉。出。來。内。院。入。安。強。上。門。の。成。  
京。那。之。城。支。八。并。柳。枝。野。柳。枝。野。柳。枝。野。  
水。戸。内。院。御。書。志。志。志。不。残。文。取。方。御。成  
中。被。済。一。并。高。仰。入。山。院。入。安。強。上。門。の。成  
中。被。済。

和子の所に書を承るトヤハハニシム者は吸田  
公達也。公達病氣成らる事少く、公  
不以テ

十月十九日

興禮軒書中

一  
先日墨吉院出御四藩代大名元不残也。不  
由之久御後有此。是委細に成る事無事失機  
也。藩主君は嘗て別御四方切定墨吉院代而  
迎年例義す。其事に御叶御大有り  
有り。其處に御墨吉院代と雖有事候

何事と御心とぞ。御大内御後御墨吉院  
は事に近焉。諸大内一統ゆゆり陽井煮  
等。一ノ門御事人殺滅。御はり御。四  
又御出。且又日傭とぞ。御の御秋事の最  
より御事は御事。御事。御事。御事。御事。  
四城門。四城門。御事。御事。御事。御事。御事。  
度。御事。御事。御事。御事。御事。御事。

四度は是の日がなまめに此處へ世上に有

リ有は連々四種度一ノノ及シ度故に

一  
合洋通示と科十萬石平三百姓人殺二万  
人殺四代友と准勅一ノ及シは皆四金を有  
四度は止先來主に山城守殿より百姓を  
主敵をかく地侍を盡てぢうりく出雲出  
矢は不被四代友と准勅と云ふ府隸取田所  
除之上  
四裁判官御馬を主とすと事務は  
一百石以上大なりゆう一ノ御取以秋之の

一  
義高金澤へ四家へ三角充に仰あゆを  
府被四家申上る忌刻一ノナム十萬石  
ノ而代ニ有行黨役とくわさを殺す事  
ノレ定めずれども併下すと事母は  
一  
古社方便を以て造営は核立併も修院等  
大石川一ノ止又ハ延門は本城の右方ニ古社  
修院の前第一番御洞門す一ノレモ三月上院  
中堂大原堂なるの修復は宮相より四  
新替川不立主上四本坊四新替川

不う取而下せば子ノ子官被田隱原田也  
成之先頃取所去而往け 法皇御  
田窓から城ノ像、東野の田家を上りて  
比義風流と及ぶめんと事はシ慶國日和  
海山の除主は先頃田小納戸元浦上  
御又此事より人と田城より走りを只今  
田園用不足肩もは方造嘗て御手法  
方取次不以止拂ひる者別に是處故  
不古社と同様承思也以テ附其社

官被田中  
科家不は後一統、田取次不  
トトニ思ひは事に田取次御の事  
田庭門アリ社業ある事の御と田取  
之通では仰月は万五年古社二方  
華嚴院大寺、本堂は安堂に費、と云  
は減、官被田と今度改められ  
徳宗ノ親範より成るが如也三二天  
下の事、是れ田所定官別、かく、此被  
度田取所也、思ひよとあ叶二方

シヤウルル 宮殿より四合馬込を成すとて又  
三重ちひの御衣笠眼大席ミタマに附く廣サニ、  
御八百坪ヨハチヒキにて御内侍四度ヨウジ<sub>足立三千  
坪半斗有也</sub>只六千三  
尺六寸三尺御内侍ハ此役大なる事高ひ大方  
内城シナシタより挾キ抱き出せり。以是画院を頃日本  
堂が東ヤシ先日未だる元ノ七万梁斗  
主て卑使成務。内度シナシタの御内侍の主なり也。  
既成以為向後シテは其社ハ將一の御内侍  
一宿用通ヨウスム。總サシオ成人シナシタ山本彦秀ヤマツモトハコ頃日付

トヨシ一ノトヤシ彼弟八入中翁門下又通云  
五、六、一、ヤシトヤシ内旗本因定洋殿級ヨウジラ  
御よのすも。上小包金渡内シナシタ御内侍  
年以金渡シナシタ。度有シナシタと内度シナシタの費  
用を石りやまシナシタ。之を據シナシタ御内侍  
アリ上小包シナシタ。御内侍の事シナシタ。方見え高シナシタ  
ノ月内四月。其内金渡シナシタ。御内侍シナシタ。事  
本下連年より内因定洋殿級ヨウジ金渡シナシタ御内侍  
御内侍シナシタ。御内侍シナシタ。御内侍シナシタ。御内侍シナシタ。御内侍シナシタ。御内侍シナシタ。

此處と不共通にはアレントアリス等の築葉の名前  
アラベラ等の不取扱い方志アリ等の奇物と申す  
小薦等の不残田園等の所アリ支死アリテ少康去  
年々小薦等支死十人以上仰月等此而居小  
アリ而モハモニトキ支死アリ成ヤリ此而居  
配子長門は大村子上ナリノ人ハ主為而居百  
八十俵斗ノノハシ

一 阪田町名モ印様又帝名モナ志賀同学文

ヒナミトアリニ病若病者有只今江戸モ  
サト玉陽明字モト留マリ人多シナリ講席  
モトナリ人ナリセ寛裕なる者多シ也並て  
角りナリム金庫等アリ一昼夜足之ナリ頃日  
町東引取アリ候アリ奇物アリ思石ナシ金匱  
アリ何と賞ハズトアリ候アリ次第町中アリ勧  
モトアリ候アリ

二 痛苦者江戸主字モト幸高ソアリ塵く  
モトゾウト信用アリ至リ也先日辰年考元

ハシメルは清りやかに清寂なり。一山のモロ

淡

ハ不淨の人に實体あるを輕視するが如く

ハ久矣酒井雅樂の後又用人役御中志高世

伍ヒヨリ其ノ中酒井修門至る獨居松田

翁之席ヒテ後有る吉原行藏

稱新之子也中庭の解道也アヤマチニ

由高達ヒタヒタ其ノ事也

石川の四郎はハシメの思ひが不淨

一

先頃、小林ノ学政父子六宗おとと  
仰付

天國上は可可何くも天國ノ事アリ仕  
主トテアリ翁も出世トテ成爾今お母  
人見丈多陽林又大屋人見七郎左衛門之  
令義解之集解公義解ハ梅之集解也。集解ハ梅之  
解也。梅之解也。解也。解也。解也。

ははは六諭御年ヒテ新之起立也。是也

仰付

西之坐ヒテ主翁足多四度の父、文末疾也  
芳庵公義解之解也。常憲院也

代り子細をへぬに持持候と致ゆ  
時よりお立身見えず上総へ門董りぬる年  
月至の内学文ひにて出でしより取扱た  
平政久と仲徳有もあつて内度は万年殿  
舎兄新九郎とす時より上総へ一而門董  
は承りけむ松安 常憲院様代也  
子松平忠はまくこと御法 四國の  
なりはゆ府十郷モ郎ハシ ちもは足を  
マードミサバヒ トモリのゆく風

此不仔は先づはよと後拂ひお立身は進  
後死云は時より生て云ふ加猪名ト村貞  
今又西ノ取手はより東へ拂ひ度全體の間  
前後長崎へりを書籍など大い搜集  
ハリ一使只今甲斐をもつてまづは之等  
所生は今限書籍にあらずともそ  
當化る中へは字と墨の匱の如きが  
主身を拂ひ自廻候へり在所より  
只今四十階へたる内度は以度六途仍義

「旦日 仰付ひては被う門下為規徳  
と見之中以先頃六説何哉布書を極め  
交わし内度以ゆかる中、俗徳より  
ノリ食と御はせ由の度に俗徳より極紙  
ノリと用及不即はれと有る度ノリ紙  
中以六説遣の字義を不系物廣く而度に  
文院の科考はは大方通一ノ限  
五ノ以テ大丈ノ推量とすとよのり有俗  
語成りて取扱人ノリ 仰付て也甚  
思源接テ年志長達久々々至度  
今も食俗徳と熟テ一ノ也第ノミモ  
接之ノ是已甲斐也反技持人ノ高秋生也  
奇子内度は主級也不争也接之ノ度も  
上承ノ以史内度は主敵也之處而大諭相  
而ノ立也主也 仰付ひてはと事は  
御見新在事の事也 仰付ひて是相之  
正新在事の事也 之清會典より工部  
之書之和半也 仰付仰大明會典より

吉野山は未だ未熟なりゆゑずつ増減い  
バ一あるれと見之申新酒に書焉  
申し申ノ明令書ハ見申中ノ詮讀也而  
以新在坐父子と詮讀之申トモ申御  
家督久々更頃日也清々不誠度人矣  
食吟味一仕事新申しる近月不至申  
そ成なり申リ四度以来年今年も遅重  
一仕事子四度以候モ一以新申トモ申  
何々四度四はつ不以

十月廿日

室新助

事比翁ノ便

近高山比大手井桶田申れ立申リ申

四度一申申トモ申

一四書物四度よりの頃日承と大名府志  
新比志一書にて於四度上申多申度也  
よもに四書物四度一申と事は申頃日八  
時節一は般毎度四度時節五社頃日  
麻布色ニ申申山下度内トモ通信流

之軍志一再之、凍土声以同安室入山之  
中、迎來不羨也。史弟、勿角也。  
謙懷以聖人之稱、以平定軍閥之功、  
而之之、與之、以之、任用、不見也。大  
妻袖、不能、毫、紙、以、其、書、院、酒、之  
有、因、中、以、列、府、主、之、其、社、助、之、町、二、年  
以、系、之、不、法、役、人、其、所、在、之、深、深、六  
廣、內、之、經、主、之、如、奇、特、以、思、良、久、

人至國シテ少柳町シオヨコマチ九歳クモロハ國シテ竹松タケマツトヤ  
小兒又育ヒトシタマツル國シテ成シテリと主菜シマツナシト葉ハ魯ル  
二三十ニシミツ年イニシミツ活ハシメル小兒シオヨコ以シテ貧弱ヒンヨク日ヒタチ又成  
養ヒテ人ヒト也ハシメル五ゴ年イニ以來シテ至腐ヒツフ穢ヘイ  
持ヒサシ而ハシメル上アシテ延ハシメル先ハシメル日ヒタチ年ヒツ而ハシメル  
人ヒト而ハシメル浪子ハシメル不ハシメル下アシテ町マチもあハシメル不ハシメル浪餐  
育ヒテ以シテ秋ハシメルよの年ヒツ而ハシメル度ヒツ九クモロハ歲ハシメルトハシメル也ハシメル  
七シナハシ歲ハシメル斗ハシメル見ハシメル一ハシメル脚ハシメル是ハシメル年ヒツ而ハシメル代ハシメル未ハシメル之ハシメル春ハシメル  
之ハシメル有ハシメル阪ハシメル田ハシメル町マチ名ハシメル江ハシメル原ハシメル不ハシメル萬ハシメル年ヒツ

町ハシメル人ヒト字文ハシメル人ヒト家ハシメル而ハシメル主ハシメル不ハシメル  
之ハシメル人ヒト參ハシメル而ハシメル先ハシメル日ヒタチ年ヒツ而ハシメル不ハシメル  
是ハシメル也ハシメル而ハシメル因ハシメル死ハシメル而ハシメル不ハシメル來ハシメル  
此ハシメル又ハシメル是ハシメル坐ハシメル穢ハシメル有ハシメル一ハシメル項ハシメル而ハシメル逃ハシメル  
不ハシメル之ハシメル也ハシメル而ハシメル中ハシメル而ハシメル上アシテ不ハシメル而ハシメル去ハシメル  
之ハシメル不ハシメル也ハシメル

十二月九日

先生宇山中基庸書



